

産前産後期間相当分の国民健康保険料が減額されます！

対象となる方

- 令和5年11月1日以降に出産（予定）の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。

国民健康保険料の減免内容

- 出産する方の所得割額と均等割額

国民健康保険料の減免内容期間

- 単胎妊娠：出産（予定）日が属する月の前月から4か月
- 多胎妊娠：出産（予定）日が属する月の3か月前から6か月

	3か月前	2か月前	1か月前	1か月後	2か月後	3か月後
単胎の方			■	■	■	
多胎の方	■	■	■	■	■	

■ …対象期間

- ※ 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が減免されます。
- ※ 保険料が減免された結果、過払いとなった場合は返金されます。

申請に必要な書類（①②いずれも）

- ① 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
※ 別世帯の方が申請される場合は、世帯主からの委任状が必要となります。
- ② 母子健康手帳など

申請期間

- 出産予定日の6か月前から申請ができます。出産後の申請も可能です。
舞鶴市では令和6年1月から申請受付を開始します。
- ※ 申請期限は当該年度における最初の国民健康保険料の納期から起算して2年以内です。

申請先

舞鶴市保険医療課国民健康保険係または西支所の窓口でお届けください。
問い合わせ先：TEL0773-66-1003